

平成26年2月19日判決言渡 同日判決原本交付 裁判所書記官 杉 岡 牧 子

平成25年第2033号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成26年1月29日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 中 村 越 史

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

被 告 シンキ株式会社

同代表者代表取締役 青 木 康 博

主 文

- 1 被告は、原告に対し、25万4291円及びうち16万9062円に対する平成25年11月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被告との間で、継続的に金員の借入れと返済をした原告が、被告に対する返済を利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）に引き直して充当計算すると過払金が生じ、被告の過払金の受領は、法律上の原因に基づかないものであるから、被告は、悪意の受益者であるとして、被告に対し、不当利得に基づき、過払金25万4291円（過払元金16万9062円、過払利息8万5229円）及び過払元金に対する平成25年1月13日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求めた事

案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実である。）

(1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 原告は、被告との間で、平成12年6月5日、制限利率を超える利息を支払う約定で金銭消費貸借契約を締結し、同月11日から平成16年2月17日までの間、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書（以下「計算書」という。）の年月日欄記載の各年月日に、借入金額欄又は弁済額欄記載の金員の借入れと返済を行った（以下「本件取引」という。）。なお、約定利息は、借入れ後、8日目から適用され、1週間無利息となる特約（以下「本件特約」という。）がある（甲2の1、2）。

2 争点

- (1) 悪意の受益者について
- (2) 消滅時効について
- (3) 本件特約の適用による再計算について

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 被告は、貸金業法43条1項のみなし弁済の適用を受けるため、同法17条に規定する書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条に規定する書面（以下「18条書面」という。）を原告に交付するなどして、みなし弁済の適用要件を具備していた。被告は、法改正に速やかに対応し、当時の行政指導に基づき、17条書面及び18条書面を改訂するなど、原告に同書面を交付してきたのであり、被告は、貸金業法43条1項のみなし弁済に該当するという認識を有するに至ったことについてやむを得ない事情があつ

た。原告の不当利得返還請求権は、民法703条を根拠とするもので、過払金に対する利息の請求は同法704条であり、同条は同法703条の特則である。貸金業者に、17条書面及び18条書面に関する行政指導ないし刑事責任を問われるなどの特段の事情がない限り、これを主張する原告に、主張、立証責任があるなどと主張する。

(2) 貸金業法43条1項の趣旨等からすれば、貸金業者は、同項が適用されない場合には、制限利率を超える部分の利息は貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済された後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきであることを十分認識していたものと認められる。そうすると、貸金業者が制限利率を超える部分の利息を利息債務の弁済として受領し、その受領につき、同項のみなし弁済が適用されない場合には、当該貸金業者は同項の適用があるとの認識を有しております、かつ、そのように認識を有するに至ったことについて、やむを得ないといえる特段の事情がない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成17年(受)第1970号平成19年7月13日第二小法廷判決、最高裁平成18年(受)第276号平成19年7月13日第二小法廷判決、最高裁平成18年(受)第1666号平成19年7月17日第三小法廷判決参照）。

(3) 強行法規である利息制限法の制限利率を超える利息の支払は無効であるから、制限利率を超える利息部分について、支払を受けた貸金業者である被告は、原則、その給付保持権限を持たないが、貸金業法43条1項のみなし弁済の適用又は同項の適用があるとの認識を有しております、かつ、そのように認識を有するに至ったことについて、やむを得ないといえる特段の事情がある場合に例外的に制限利率を超える利息部分の給付保持権限を有することになるのである。みなし弁済の適用又は上記特段の事情の存在は被告に有利な主張であり、その主張、立証責任は被告にあるというべきである。

(4) 被告は、貸金業法43条1項のみなし弁済の適用を主張、立証しないから、

資金業法43条1項の規定の適用は認められず、また、上記特段の事情を有する主張するが、これを認めるに足りる証拠はないから、被告は悪意の受益者と推定される。

2 争点(2)について

- (1) 本件取引は、平成12年12月3日、被告が原告に1万円を貸し付けた以後、被告は、与信審査で原告への貸付けを中止することで追加貸付けを行っておらず、原告からの弁済のみの取引であった。よって、上記貸付け以後、原告の新たな借入れは予定されなくなり、過払金を同借入金に充当する合意は存在しなくなったのであるから、本件訴訟が提起された平成25年11月13日から10年以上経過している取引は消滅時効が完成している。被告は、同年12月11日の第1回口頭弁論期日において、上記時効を援用するとの主張をする。
- (2) 弁論の全趣旨によれば、本件取引が利用限度額の範囲内で金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものと認められ、本件取引に基づく債務の弁済は、貸付け毎に個別的な対応関係をもつて行われることが予定されているものではなく、本件取引に基づく借入金の全体に対して行われるものと解され、充当の対象となるのもこのような全体としての借入金債務である。そうすると、本件取引は、本件取引に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち、制限利率を超える利息部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、この過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含んでいるものと解するのが相当である（最高裁平成18年(受)第1887号平成19年6月7日第一小法廷判決参照）。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであ

り、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当であり、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年(受)第468号平成21年1月22日第1小法廷判決参照）。証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、平成12年12月3日に被告が原告に1万円を貸付けて以後、原告への貸付けはないが、被告の原告に対する与信審査の結果、上記貸付け以後の貸付けを中止し、追加の貸付けを行わない措置をとったことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、上記特段の事情が存在するとは言えないから、被告の主張は採用できない。

3 争点(3)について

- (1) 被告は、本件特約が約定利率を前提に合意され、1週間の利息を免除されたものであるから、原告が本件取引の約定利率に反して制限利率により再計算して過払金の返還を求めるのであれば、本件特約の合意が撤回されたものと推認されるから、再計算において、最初の貸付けから1週間の期間も制限利率による利息を適用すべきであるなどと主張をする。
- (2) 本件特約は、最初の借入れと全額返済後の翌月以後の借入れの翌日から7日間は無利息で、8日目から超過日数分に対して約定利息を加算するものである。本件取引は、前記2の(2)の取引であり、利息契約も存在するから、借入れ当初から被告が原告に利息請求ができるところ、本件特約により1週間は免除されたものということができる。仮に被告の主張を前提としても、本件取引における約定利率が利息制限法によって制限利率を超える利息部分が無効とされても、利息契約すべてが無効となるものではなく、制限利率による再計算をして過払金を被告に請求することで、本件特約の適用が否定され、また、撤回したと認めるに足りる証拠も、1週間の利息の免除の効力が否定される理由も窺えない。被告が、現在も本件特約のある契約形態で取引

を行い、約定利息を制限利率内とした現在でも被告のホームページで広告し、勧誘している状況からすると、本件特約は、顧客獲得のための手段で、約定利率が制限利率内かそうでないかにより、その適用が左右されているということもできない。そうすると、被告の主張は採用できない。

(3) 金銭消費貸借の借主による制限利率を超える利息部分の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、過払金の発生の時から民法704条前段の利息の支払義務が発生するのと同様に、貸主と借主との間で継続的に金銭の借り入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであっても異なるところはない（最高裁平成21年(受)第1192号平成21年9月4日第二小法廷判決参照）。本件についてみると、本件取引は、前記2の(2)の取引であるから、被告が悪意の受益者と推定される以上、個々の過払金が発生した時点から、法定利息を付して返還すべき義務がある（民法704条、最高裁平成21年(受)第1192号平成21年9月4日第二小法廷判決参照）。そうすると、被告の主張は採用できない。

3 まとめ

以上を前提に、本件取引の結果を制限利率により再計算すると、最終取引日の後である平成25年11月12日現在で、計算書のとおり、過払元金16万9062円が生じ、これに対する過払利息は8万5229円が発生している。

4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

廣島簡易裁判所

裁判官 平田 学

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

会員番号: 9246-2870

資金業者: シンキ

過払利率 5%

作成者: 中村

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	元利金(マケハは 過払元利金)
1 H12.06.11	300,000		0				300,000			300,000
2 H12.6.18			0.18	7	0	0	300,000	0	0	300,000
3 H12.06.29		12,000	0.18	11	1,622	0	289,622	0	0	289,622
4 H12.07.25		13,000	0.18	26	3,703	0	280,325	0	0	280,325
5 H12.08.30		13,000	0.18	36	4,963	0	272,288	0	0	272,288
6 H12.09.10	200,000		0.18	11	1,473	1,473	472,288	0	0	473,761
7 H12.09.30		20,000	0.18	20	4,645	0	458,406	0	0	458,406
8 H12.10.09	30,000		0.18	9	2,029	2,029	488,406	0	0	490,435
9 H12.10.15	1,000		0.18	6	1,441	3,470	489,406	0	0	492,876
10 H12.10.25		20,000	0.18	10	2,406	0	475,282	0	0	475,282
11 H12.11.13	10,000		0.18	19	4,441	4,441	485,282	0	0	489,723
12 H12.11.24		21,000	0.18	11	2,625	0	471,348	0	0	471,348
13 H12.12.03	10,000		0.18	9	2,086	2,086	481,348	0	0	483,434
14 H12.12.26		23,000	0.18	23	5,444	0	465,878	0	0	465,878
15 H13.01.25		20,000	0.18	30	6,889	0	452,767	0	0	452,767
16 H13.02.24		21,000	0.18	30	6,698	0	438,465	0	0	438,465
17 H13.03.24		20,000	0.18	28	6,054	0	424,519	0	0	424,519
18 H13.04.27		20,000	0.18	34	7,117	0	411,636	0	0	411,636
19 H13.05.25		20,000	0.18	28	5,683	0	397,319	0	0	397,319
20 H13.06.25		20,000	0.18	31	6,074	0	383,393	0	0	383,393
21 H13.07.25		20,000	0.18	30	5,672	0	369,065	0	0	369,065
22 H13.08.27		20,000	0.18	33	6,006	0	355,071	0	0	355,071
23 H13.09.25		20,000	0.18	29	5,078	0	340,149	0	0	340,149
24 H13.10.29		20,000	0.18	34	5,703	0	325,852	0	0	325,852
25 H13.11.26		20,000	0.18	28	4,499	0	310,351	0	0	310,351
26 H13.12.27		20,000	0.18	31	4,744	0	295,095	0	0	295,095
27 H14.01.27		20,000	0.18	31	4,511	0	279,606	0	0	279,606
28 H14.02.26		20,000	0.18	30	4,136	0	263,742	0	0	263,742
29 H14.03.29		20,000	0.18	31	4,032	0	247,774	0	0	247,774
30 H14.04.29		20,000	0.18	31	3,787	0	231,561	0	0	231,561
31 H14.05.25		20,000	0.18	26	2,969	0	214,530	0	0	214,530
32 H14.07.01		20,000	0.18	37	3,914	0	198,444	0	0	198,444
33 H14.07.25		20,000	0.18	24	2,348	0	180,792	0	0	180,792
34 H14.08.28		20,000	0.18	34	3,031	0	163,823	0	0	163,823
35 H14.09.30		20,000	0.18	33	2,666	0	146,489	0	0	146,489
36 H14.10.27		20,000	0.18	27	1,950	0	128,439	0	0	128,439
37 H14.11.26		20,000	0.18	30	1,900	0	110,339	0	0	110,339
38 H14.12.28		20,000	0.18	32	1,741	0	92,080	0	0	92,080
39 H15.01.28		20,000	0.18	31	1,407	0	73,487	0	0	73,487
40 H15.02.27		20,000	0.18	30	1,087	0	54,574	0	0	54,574
41 H15.03.30		20,000	0.18	31	834	0	35,408	0	0	35,408
42 H15.04.26		20,000	0.18	27	471	0	15,879	0	0	15,879
43 H15.05.25		20,000	0.18	29	227	0	-3,894	0	0	-3,894
44 H15.06.29		20,000	0.18	35	0	0	-23,894	-18	-18	-23,912
45 H15.07.26		20,000	0.18	27	0	0	-43,894	-88	-106	-44,000
46 H15.08.28		20,000	0.18	33	0	0	-63,894	-198	-304	-64,198
47 H15.09.25		20,000	0.18	28	0	0	-83,894	-245	-549	-84,443
48 H15.10.28		20,000	0.18	33	0	0	-103,894	-379	-928	-104,822
49 H15.11.29		20,000	0.18	32	0	0	-123,894	-455	-1,383	-125,277
50 H15.12.25		20,000	0.18	26	0	0	-143,894	-441	-1,824	-145,718
51 H16.01.26		20,000	0.18	32	0	0	-163,894	-629	-2,453	-166,347
52 H16.02.17		5,168	0.18	22	0	0	-169,062	-492	-2,945	-172,007
53 H25.11.12			0.18	3,556	0	0	-169,062	-82,284	-85,229	-254,291

これは正本である。

平成26年2月19日

広島簡易裁判所

裁判所書記官 杉 岡 牧 子

